

■新型コロナウイルス感染症の感染者との濃厚接触者等について■

令和3年9月28日 勝浦中学校

厚生労働省、国立感染症研究所、千葉県、千葉県教育委員会等の資料を基にまとめました。これまでは、感染防止対策や感染症に係わる心理面について説明してきましたが、感染者や濃厚接触者になった場合の状況等を説明することにより、生徒の感染防止対策の強化や偏見・差別の防止につながると考えました。

1 感染者（患者）の判定を受けた場合

感染者とは、新型コロナウイルス感染症の臨床的特徴を有し、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者を指します。（PCR検査、抗原検査）

感染者は、

- (1) 登校や出勤を控え、保健所から連絡があるまで、自宅待機をします。
- (2) 保健所から療養日についての説明、発症日の特定と体調の経過、行動状況等の聞き取りがあります。
- (3) 症状により、入院、宿泊療養施設への入所、または自宅療養となります。
- (4) 自宅療養となった場合は、感染拡大防止の対策をとしての療養となります。保健所等が健康状態をフォローアップしてくれます。症状に応じて、処方された薬や市販薬を服用し、療養します。呼吸困難等、体調が増悪する場合は、我慢することなく救急要請をします。その際は、「コロナ感染者であること」を必ず伝えます。
- (5) 保健所は、感染者の感染源・感染経路の推定と濃厚接触者の方々を把握するために、積極的疫学調査を行います。（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領）

2 感染者の退院・療養終了（解除）

- (1) 退院等の基準は、発症日から10日以上経過し、かつ症状軽快後72時間経過していることとなっています。（国内外の知見によると発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査で検出される場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきました。）

退院、療養終了（解除）の判断は、医師または保健所が行います。

- (2) 自宅や宿泊施設での療養の場合の解除基準は、重症化のリスク要因（高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有さない場合に、医師等の判断により、宿泊施設での療養や自宅療養とされた場合も、医療機関に入院した場合と同様の基準で療養の終了（解除）が可能とされています。
- (3) 症状に大きな変化がある場合は、入院延長または療養延長の措置がとられます。
- (4) 人工呼吸器等の治療を行った場合は、(1)より長い日数が設定されています。人工呼吸器等による治療とは、人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）管理による治療のことを言います。

3 感染の可能性がある期間

感染者が他者に新型コロナウイルスを感染させる可能性があると考えられる期間であり、発熱及び咳・呼吸困難などの急性呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（＊）を呈した２日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の終了（解除）を満たすまでの期間を言います。

（＊）発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気、おう吐

4 積極的疫学調査（国立感染症研究所 感染症疫学センター）

積極的疫学調査とは、クラスターの発生や連鎖を止める目的で、感染者、濃厚接触者を把握するための調査です。

- (1) 保健所が、感染者の行動歴、場所、生活状況などの調査を行います。
- (2) 感染者が学校に登校していたのであれば、使用した教室の見取図、活動内容、生徒や教職員との接触状況などを調べ、濃厚接触者候補者リストと一緒に保健所に提出します。
- (3) 保健所は、学校から提出された資料やリストをもとに聞き取り調査等を行い、濃厚接触者の特定をします。

5 濃厚接触者の指定を受けた場合

濃厚接触者に該当するかは、感染者（患者）担当の保健所が積極的疫学調査を行った上で、周辺の環境や接触状況などから総合的に判断します。保健所が、感染者（患者）、または、家族や学校などから聞き取り調査をし、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に記載されている定義を踏まえて、マスク着用の有無、接触時間の長さ、距離の近さ、空間の密閉度や患者の症状などから総合的に判断します。そのため、同じクラス・職場で感染者（患者）が発生したとしても、一概に濃厚接触者になるとは言えません。

<濃厚接触者の定義>

新型コロナウイルス感染症のＰＣＲ検査等で陽性となった者（感染者）と感染の可能性がある期間（症状が出る２日前から入院等になるまでの期間）に接触し、以下の範囲に該当する場合は濃厚接触者となります。

- (1) 感染者（患者）と同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった者
- (2) 適切な感染防護（マスクの着用など）なしに患者を診察、看護もしくは介護をした者
- (3) 患者の気道分泌液等に直接接触した可能性のある者
- (4) 手で触れることのできる距離【１メートル】で、必要な感染予防策なしで患者と１５分以上の接触のあった者（どちらか一方でもマスクをせず、鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な場合も含む）

6 濃厚接触者のＰＣＲ検査の実施及び自宅待機の解除

濃厚接触者は、速やかにＰＣＲ検査等の初期スクリーニングが行われます。濃厚接触者は、感染しているリスクが高いとみなされる者であり、初期スクリーニングが陰性であっても、その後に風邪等の症状があった場合は、再度検査が実施されます。（陽性の判定

を受けた場合は、「1 感染者（患者）の判定を受けた場合」の対応になります。）一方、無症状で経過する濃厚接触者には、再検査は実施されません。

濃厚接触者は、保健所が健康観察を行います。健康観察の期間は、感染者と最終接触日から2週間です。（潜伏期間が最長2週間のため、その間に発症する可能性があり、無症状のまま人に感染させる場合があります。）患者と接触した最終日を0日とし、翌日から14日間となります。

感染者が自宅療養した場合、家族は濃厚接触者と指定されます。感染者は最短10日間で療養が終了（解除）されますが、家族は、終了（解除）日の翌日から14日間、健康観察期間となります。従って、最低でも24日間、自宅待機（健康観察）となります。

濃厚接触者は、生活を営む上で必要最小限の外出はできます。（マスクの着用、手指消毒などの感染防止対策をして、生活物資を購入に行くなど。）

健康観察終了日までの過ごし方

- ・ 不要不急の外出は、できる限り控えます。（通学や通勤も控えます）
- ・ やむをえず外出する際は、マスクの着用と手指消毒などの感染予防策を必ず行います。
- ・ 外出の際、公共交通機関を使用しません。（不特定多数の方が、利用する電車やバス、タクシー、飛行機など）
- ・ 健康観察表をもとに、毎日、体温を測り、健康状態を保健所に報告します。
- ・ 急激に呼吸困難や高熱などの症状が出た場合は、救急搬送の要請をします。その際は、「コロナ感染者であること」を必ず伝えます。

6 臨時休業等の措置

- (1) 学校は、保健所、市教育委員会、学校医と臨時休業の要否について協議します。
- (2) 学校は、第一段階として保健所から濃厚接触者の特定等がされるまでの期間、臨時休業とします。（複数の学年で感染者が発生した場合は、学校全体の臨時休業、単一の学年で発生した場合は、学年閉鎖を基本とします。）
- (3) 学校内で感染が広がる恐れがない場合は、教育活動を再開します。
 - ・ 校内（教室、トイレ等の共用部分）の消毒を行います。
 - ・ 状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等を行います。
 - ・ 濃厚接触者は、出席停止措置となります。
- (4) 学校は、校内で感染が広がる恐れがあると考えられる場合は、第二段階として臨時休業、学年閉鎖、学級閉鎖を延長します。感染者や濃厚接触者の人数、風邪症状を有する生徒の人数等をもとに総合的に判断します。
- (5) 学校は、生徒及び教職員の健康観察等の経過をみると共に、関係機関等の指導・助言を受け、休業措置等を解除し教育活動を再開します。
 - ・ 校内（教室、トイレ等の共用部分）の消毒を行います。
 - ・ 状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等を行います。
 - ・ 濃厚接触者は、出席停止措置となります。